

子どもの貧困対策推進議員連盟

提 言

令和 7 年 6 月 2 日

子どもの貧困対策推進議員連盟提言

令和7年6月2日

1. 経緯や課題

(1) 検討の経緯

この議連は、昨年9月に「こどもの貧困解消法」が施行されたことを受け、10月の衆議院選挙後に改めて参加の呼びかけも行い再結成された、こどもの貧困対策を強力に推進するための議連である。昨年12月、こどもの貧困対策に日々熱心に取り組んでおられる支援団体から、要望を受けたのを契機に、今年の5月まで6回にわたり精力的に議論を行った。

支援団体からの要望は、ひとり親の働き控えを解消し経済的自立を促進するため、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げと実効性の高い就労支援の強化、養育費の取立制度の創設、手当額の大幅な増額等を求めるものであった。

これを踏まえ、こどもの貧困を解消する、ひとり親家庭の家計を継続的に安定させるという観点から、児童扶養手当、養育費確保、就労支援、住まいの支援について、毎回多くの参加者を得て総合的に議論を重ねた。

なお、教育格差については、本議連の下に教育格差ワーキングチームを設置し、昨年5月から計15回にわたり、学校教育における私費負担の軽減、放課後の体験格差、デジタル格差等について精力的な議論を行い、本年5月14日に提言案が示された。

(2) ヒアリング等から得られた、ひとり親家庭の課題の要点

- ・ ひとり親家庭の就労率は非常に高いが、貧困率は44.5%とOECD諸国の中でも最悪の状況である。この貧困率は、改善はしているものの、子育て世帯の中での相対的貧困率は悪化しているというデータもある。一方で年齢や性別、こどもの有無などにより、こどもの貧困についての認識に大きな差があるという指摘もある。
- ・ 仕事と子育てに奮闘しているひとり親家庭は、こどもに十分に関わる事ができないジレンマなど不安感や精神的負担が大きい。そういった状況において現金給付が重要な支えとなっており、現物給付や人による相談支

援と組み合わせた支援が必要である。

- ・ 貧困率などが中期的な傾向としては改善していても、食料支援の現場などで特に厳しい状況に置かれている家庭を把握しており、マクロのデータでは見えない困難があるとの指摘もあった。
- ・ 貧困の度合いにも違いがあり、この 20 年でみても就労の状況、生活の状況、子育ての状況など多様化している。
- ・ 養育費の支払いは義務である。一方で、養育費の受領率が非常に低いことから、ひとり親家庭の貧困の要因ともなっており、公的支援の前提として受領率を上げる取組みが不可欠である。養育費を支払うことは、親としての責任をしっかりと果たしていると同時にこどもに対するメッセージになるという捉え方も広めていくことが重要である。

上記の経緯や課題を踏まえ、議連としては、以下のとおり 6 本柱の提言を取りまとめ、関係各省庁に取組みを求める。

2. 提言内容

(1) ひとり親家庭の多様化を踏まえた支援の全体像（方向性）

- ・ ひとり親家庭の平均的な姿を想定した画一的な支援ではなく、階層別に深掘りするきめ細やかな支援体系を整備する。
- ・ 特に厳しい状況に置かれている家庭には、現金給付、現物給付、人による支援をセットで行う必要がある。
- ・ 階層別に深掘りする支援のためには、当事者に寄り添い、ニーズの仕分けをする入り口が重要である。

(2) ひとり親特有の課題に応じ、民間企業と協働した就業支援

- ・ 就業支援は「貧困対策の 1 丁目」として強力に進めていくべきである。
- ・ ひとり親特有の就業支援の好事例を、全国に横展開していくことが重要である。
- ・ 最終的な目標は正規雇用による雇用の安定、就労収入の上昇等である。

ひとり親は、こどもが小さいうちは働き方が限られるが、こどもが大きくなったら定着してもらえる可能性が大きい人材である。企業にとって、日本の経済にとっての先行投資であり、両者にとって WinWin の関係である。

- ・ 正規雇用を見据えて、スキル・働き方など企業側のニーズを明らかにし、ひとり親の雇用機会や職域を拡大していく必要がある。その際、人手不足を踏まえ、経済界にはひとり親を正規で雇う環境整備を求める。また、労働組合には、労使交渉や要望活動においてひとり親を正規で雇うことを打ち出すよう求める。

(3) 民法改正等を踏まえた養育費の確保強化

- ・ 養育費確保の前提となる、養育費の取決め促進を強化する。
- ・ 社会情勢の変化等に応じて「養育費算定表」（令和元年版）の見直しを行う必要がある。
- ・ 諸外国にみられる公的な養育費確保制度（立替え払い、強制徴収）についての調査研究も踏まえて、法定養育費（令和6年民法改正）の確保等を契機に、養育費の取決めや手続きに関する当事者目線の分かりやすい周知、法律相談の充実などにより、実効性ある養育費確保を強力に進める。

(4) 住まいの支援

- ・ セーフティネット住宅の普及、受け皿の整備を進める。その際、ひとり親特有の課題に応じた受け皿の整備に取り組む。
- ・ 公営住宅の改修等において、ひとり親のニーズに応じた住まい環境整備のモデル的な取組みを支援する。
- ・ 住まいの支援と、就業支援などの自立支援を組合せた取組みを強化する。

(5) 家計収支の継続的な安定につながる経済的支援

- ・ 児童扶養手当はひとり親家庭への経済的支援の重要な柱であるが、手

当額や所得制限の今後の在り方については、ひとり親家庭の家計収支全体を俯瞰しつつ、就労支援や養育費確保、生活や子育て支援の充実などと併せ、多面的な観点から検討する必要がある。

- ・ 具体的には、所得制限限度額については、ひとり親家庭の生活や就労状況に応じて検討する。児童扶養手当の受給に連動する様々な生活支援策も重要であり、自治体の動向にも注目しながら検討する必要がある。
- ・ また、手当額については、賃上げに伴う就労収入の上昇、民法改正の施行による法定養育費等の確保といった収入面、教育費や住宅費の軽減といった支出面の双方を全体で見て、継続的な家計収支の安定につながるよう検討する。

(6) こどもの貧困対策全体について

- ・ 全数把握が出来ていない現状を踏まえ、ふたり親世帯も含む低所得子育て世帯について、学識者の協力、各地方自治体の貧困調査との連携などを通じて実態把握を進め、関係省庁と連携して誰ひとり取り残さない手法を研究し、対応策を講ずる必要がある。
- ・ 将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、別紙「教育格差について考えるワーキングチーム提言」のとおり提言する。

教育格差について考えるワーキングチーム 提言

**超党派 子どもの貧困対策推進議員連盟
教育格差について考えるワーキングチーム**

令和6年4月に発足した本ワーキングチームでは、子ども・若者の教育格差について、計15回の議論を重ねてきた。それらの議論ならびに、令和6年に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において、貧困状態にある子どもに対する学校教育の充実や、その体制整備などが明記されたことを踏まえ、以下提言する。

学校教育における私費負担の軽減

- 小中学校において家庭の負担が重い給食費、文具費、制服費等に対し、国の責務において必要な財政措置を行うこと。特に、使用頻度の少ない学用品は学校の備品とする等、児童・生徒による購入を前提としない仕組みの整備を促進すること。
- 高等学校段階においても私費負担の適切な見直しを行うために、国から各都道府県や学校へ必要な通知を行うこと。
- 高等学校での学習に不可欠な制服費等の入学費用を支援するため、義務教育における就学援助と同様の入学準備金制度を創設すること。

不登校対策について

- 不登校児童・生徒の受け皿である通信制高校・フリースクール等について、保護者に特別な経済的負担が生じないように、必要な施策を講じること。とりわけ、通信制高校「サポート施設」については、引き続き通学定期券の対象校として維持するよう、国と交通事業者が連携して必要な措置を講じること。
- 不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、市町村教育支援センターへの支援を引き続き強化し、不登校児童・生徒の教育格差の縮小に努めること。
- すべての子どもには学ぶ権利があるということを踏まえ、市町村教育支援センターやフリースクール、自宅等で過ごす不登校児童・生徒についても、食費や文具費等の費用に財政措置を行うこと。

体験格差の縮小について

- 引き続き、学校施設等を活用した放課後子供教室・放課後児童クラブの校内交流型を推進するとともに、放課後児童クラブで広く体験活動を提供することとし、家庭環境に関わらず、児童の体験機会を確保すること。
- 夏休みなどの学校休業期間に子どもたちの昼食機会を保障するため、放課後児童クラブにおける食事の提供に対し、必要な財政措置を講じること。また、学校長期休業期間における給食センターの活用について、施策を検討すること。

大学入学金について

- 私立大学の入学試験合格者が、実際には入学しない大学にも入学金を支払わざるを得ない実態がある。また、受験料も大きな経済的負担となっている。文部科学省において現状を把握し、家庭の経済状況により進学機会に格差が生じないように、議論を進めること。

デジタル格差について

- 高等学校で用いる学習端末について、貸与/BYOD（端末持ち込み）方式の違いによる経済的負担の格差を軽減すること。特に、BYOD方式を採用する地方自治体の一部では、購入支援を要する生徒が、家電量販店等で端末を直接受け取ることができる制度も存在する。そのような先進事例を国が整理し、他の地方自治体への波及を促進すること。
- 端末貸与が原則である小中学校においても、通信費、付属品費、修理費等の私費負担が生じている可能性がある。その実態を調査し、私費負担が生じている場合は財政上の措置を含め国として対応策を検討すること。

民間企業による取り組みの促進

- 民間企業による教育現場への支援を促進するため、損金算入等の寄附税制について、関係官庁が連携して周知を行うこと。

地方と都市部の教育格差について

- 地方では、子どもたちが自力で通えるのは近隣の公立高校1校のみというような選択肢のない状況も多く、地域の子どもの重要な教育拠点として、地方公立高校への様々な支援が重要である。生まれ育つ場所によって教育に格差が生じないように、環境整備（トイレ等の改修支援）やこれからの時代にふさわしい教育プログラム（ITやグローバル化）、多様な生徒への対応（発達特性、不登校、海外ルーツ等）などが十分行えるよう公立高校の支援を行うこと。

自立に至るまでのイメージ-ひとり親+子1人-

ひとり親になったとき 年間就労収入150万円

週28時間のパート
【例】9～17時×4日

35歳 5歳

5年後 年間就労収入240万円

フルタイム正社員
【例】職務限定

40歳 10歳

～10年後 年間就労収入400万円

フルタイム正社員
【例】賞与あり・職務
広範囲に・残業も可

～45歳 ～15歳

子2人の場合
手当の合計は7.8万

就労収入	児童手当	児童扶養手当	養育費
12.5万 (手取り約10.5万)	1万	4.7万	

受け取っている
場合の平均は4万

資格取得のための給付金 = 10万/月

子2人の場合
手当の合計は5.6万

就労収入	児童手当	児童扶養手当	養育費
20万 (手取り16万)	1万	2.8万	

子2人の場合
手当の合計は2万

就労収入	児童手当	養育費
30万 (手取り24万)	1万	

住居費や教育費等の低減

- ・ 母子生活支援施設や
公営住宅
- ・ 保育所優先入所・
保育料無料 など

- ・ 住宅支援資金貸付
(～7万円/月×1年間・
就業継続で返済免除)
- ・ 就学援助 (学用品・
給食費・修学旅行代…)
- ・ 居場所事業・こども
食堂・学習支援

高校進学に向け
・ 高等学校等就学
支援金 (授業料)